

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令要綱

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十一号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和三年七月十五日とすること。